

一般廃棄物収集運搬業許可証

勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男 様

守谷市長 松丸 修久



令和6年9月18日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業 務 の 区 分	収 集 ・ 運 搬
許 可 の 期 間	令和6年11月1日 から 令和8年10月31日 まで
取扱一般廃棄物の種類	廃家電4品目(洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫) 木くず
営 業 の 区 域	守谷市全域
搬 入 先	株式会社カツタ ひたちなか市高野1968番地2 勝田環境株式会社 ひたちなか市高野大房地1967番地2
使 用 許 可 車 輦	水戸130う・296 水戸130あ・267 水戸100い1651 水戸130い・295 水戸130あ・268 水戸830う・293 水戸130あ・248 水戸130あ・269 水戸130あ・299 水戸130う・252 水戸130あ・271 水戸130く・303 水戸830い・256 水戸130あ・275 水戸130せ・232 水戸130あ・258 水戸130あ・276 水戸130え・304 水戸130あ・259 水戸100そ8098 水戸100け・381 水戸130あ・261 水戸130あ・286 水戸100た2974 水戸130あ・288 水戸130を・308 水戸131あ・289

許可の条件

- この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- この許可証は、許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。
- 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは、この許可を取り消すことがある。

備考

令和7年10月10日付け、一般廃棄物収集運搬業変更届による使用車両の変更に伴い再交付したものである。